

公益財団法人喜多方市体育協会

ビジョン策定委員会 設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、(公財)喜多方市体育協会(以下「市体協」という。)定款第3条(目的)の達成のために目指すべき将来像を策定するため、定款第40条に基づきビジョン策定委員会(以下「委員会」という。)の設置に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) ビジョン策定について検討し報告書作成に関すること
- (2) 報告書を理事会・評議員会に報告すること
- (3) その他策定に関すること。

(構成員)

第3条 委員会は、次の各号をもって構成する。

- (1) 市体協代表理事(1名)
- (2) 市体協専務理事(1名)
- (3) 上記(1)(2)以外の理事・評議員(14名以内)

(役員)

第4条 委員会に次の役員を置く

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名

2 任期は、報告書を理事会・評議員会に報告するまでとする。

(役員選出)

第5条 委員会の役員は以下により選任する。

- (1) 委員長には第3条(1)の者
- (2) 副委員長には第3条(2)の者及び第3条(3)の中から互選により1名選任

(役員職務)

第6条 役員の職務は次のとおりとする。

- 2 委員長は会務を統轄し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、または欠けたときは、副委員長(専務理事)がその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員長が調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 3 議決事項がある場合は、出席委員の過半数の同意を必要とする。
- 4 市体協事務局員は、委員会に出席し、記録など事務処理を行うこと。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市体協事務局が処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定めるものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成26年9月8日から施行する。

公益財団法人喜多方市体育協会

ビジョン策定委員会 名 簿

(順不同敬称略)

No.	役職	氏 名	区 分 (出身団体等)	備 考
1	委員長	瓜 生 敏 男	代表理事副会長 (喜多方ソフトテニス協会)	第3条(1)
2	副委員長	夏 井 忠 義	専務理事 (会長推薦理事)	第3条(2)
3	〃	宇津味 守 温	理事 (喜多方北区体育協会)	第3条(3)
4	委 員	小 椋 彰 寿	理事 (松山町体育協会)	第3条(3)
5	〃	佐 藤 孝	理事 (関柴町体育協会)	第3条(3)
6	〃	宇 内 長 司	理事 (熱塩加納町体育協会)	第3条(3)
7	〃	山 川 均	理事 (山都町体育協会)	第3条(3)
8	〃	佐 藤 罔 博	理事 (高郷町体育協会)	第3条(3)
9	〃	小 林 千代松	理事 (喜多方陸上競技協会)	第3条(3)
10	〃	田 中 善 雄	理事 (喜多方サッカー協会)	第3条(3)
11	〃	小 林 芳 信	理事 (喜多方市スポーツ推進委員会)	第3条(3)
12	〃	大 竹 好 光	評議員 (塩川町体育協会)	第3条(3)
13	〃	庄 司 一 寿	評議員 (喜多方バドミントン協会)	第3条(3)
14	〃	岩 城 雅 仁	評議員 (喜多方市スポーツ少年団本部)	第3条(3)